

先端設備等に係る課税標準の特例について

(1) 中小企業等経営強化法により、平成30年6月6日～令和3年3月31日及び令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等

(旧地方税法附則第15条第41項/地方税法附則第64条)

対象設備と要件

下の表の設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

- ① 一定期間内に販売されたモデル(中古資産は対象外)
- ② 旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

設備の種類	一台一期の取得額	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具(測定工具及び検査工具)	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内

特例期間及び特例割合

該当設備について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間課税標準を零とします。

必要書類

- 1、特例該当資産申告書
- 2、工業会証明書の写し
- 3、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」及び認定書の写し

(2) 中小企業等経営強化法により、令和5年4月1日～令和7年3月31日までの間に中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 (地方税法附則第15条第45項)

対象設備と要件

- ① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ② 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ③ 中古資産でないこと

設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)
工具(測定工具及び検査工具)	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物付属設備	60万円以上	

特例期間及び特例割合

該当設備について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から

- ・計画中に賃上げ表明*に関する記載なし:3年間、課税標準を1/2に軽減
- ・計画中に賃上げ表明*に関する記載あり:以下の期間、課税標準を1/3に軽減

- ① 令和6年3月末までに設備取得:5年間
- ② 令和7年3月末までに設備取得:4年間

※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。

必要書類

- 1、特例該当資産申告書
- 2、投資計画に関する確認書の写し
- 3、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」及び認定書の写し